

大規模災害時等における応急対策活動に関する協力協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県環境施設メンテナンス協同組合（以下「乙」という。）は、藤枝市に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、藤枝市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害の発生に際して甲のみで災害応急活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、下水道施設の緊急点検、一次調査、管渠内堆積物の除去、管渠の緊急修繕等災害の状況に応じた応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、資機材、車両、労力の提供等可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急活動を要請するときには、出動要請書（第1号様式）により、要請の理由、施設名、場所、災害応急対策工事等の内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応急活動を実施したときは、速やかに甲に対し災害応急対策工事等進捗・完了報告書（第2号様式）により、施設名、場所、着手日時、指示された災害応急対策工事等の内容、完了（予定）日、概略工程表、その他必要事項について、報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払方法)

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、応急活動に際し、それぞれの責めに帰する理由により、この協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

(報告)

第9条 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる機材、車両及び人員等を速やかに甲に報告するものとする。

(協力事業者の表示)

第10条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事務所及び乙の組合員の事業所に「藤枝市災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

(有効期限)

第11条 この協定は、平成26年12月25日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を称する為、この協定書を2通作成し、甲、乙操法記名押印の上、各自1通を保有する

平成26年12月25日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

(甲) 藤 枝 市

藤枝市長 北村 正平

静岡市清水区長崎新田125番地

(乙) 静岡県環境施設メンテナンス協同組合

代表理事 土橋 恵一

災害時における児童生徒の学習活動支援に関する協定書

藤枝市（以下、「甲」という。）と志太地区学校生活協同組合（以下、「乙」という。）とは、災害時における児童生徒の学習活動支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害、その他の大規模自然災害が発生した場合において、被災地の公立小中学校の学習活動の速やかな再開に向け、甲の要請に応じて、乙が実施する支援について定めるものとする。

（支援内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 心のケアに係る学用品支援（ノート、クレヨン、色鉛筆、画用紙、折り紙等）の調達・輸送及び演奏会等の開催
- (2) 衛生管理用物資（マスク、消毒液等）の調達・輸送

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において支援の実施に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は要請物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（支援に係る費用負担）

第6条 支援物資の調達・輸送に係る費用及び演奏会等の開催に係る費用は乙の負担とする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、定期的に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長

(乙) 静岡県藤枝市田沼三丁目13番9号

志太地区学校生活協同組合

理事長

資料 5 - 5 3

災害時等における補修・応急修理工事等の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築士会（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の自然災害により、市民が居住する家屋に損壊が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の財産の保護及び速やかな災害復旧を図るため、災害対策工事及び補修・応急修理工事等の協力（以下「補修等協力」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力依頼）

第 1 条 甲は、災害時等において、補修等協力を必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に依頼することができる。

- (1) 市に相談した市民（以下「相談者」という。）に対する災害対策工事や補修・応急修理工事等の施工業者の情報提供
- (2) その他補修協力のための必要なこと

2 前項の依頼にあたっては、甲は相談者の同意を得たうえで（藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）第6条第6号の場合を除く。）、相談者の氏名、建築物の場所、被災状況、その他必要と認める事項を文書により乙に依頼するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等によることができる。

3 第1項の依頼は、甲の災害対策本部、各部局の所属長及びその任を受けた職員が災害時等の状況により、乙の事務局に対して行うものとする。

（協力活動）

第 2 条 乙は、前条第1項の規定に基づく依頼があったときは、相談者に対する補修等協力を速やかに実施するものとする。

（依頼に基づく措置）

第 3 条 乙は、甲から第1条第1項の依頼を受けたときは、必要な措置を早期に講ずるとともに、その進捗状況及び措置の結果を甲に速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙が甲の協力依頼に基づいて実施した補修等協力を要した一切の費用を負担しない。

（会員名簿等の報告）

第 5 条 乙は、災害時等における補修協力が円滑に実施できるよう、会員の名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に報告するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定するものとする。

(協定の協力)

第7条 この協定は、令和2年7月31日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 藤枝市長 北村正平

乙 一般社団法人 志太建築士会
代表理事 杉村真己

災害時等における補修・応急修理工事等の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝建設業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の自然災害により、市民が居住する家屋に損壊が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の財産の保護及び速やかな災害復旧を図るため、災害対策工事及び補修・応急修理工事等の協力（以下「補修等協力」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力依頼）

第 1 条 甲は、災害時等において、補修等協力を必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に依頼することができる。

- (1) 市に相談した市民（以下「相談者」という。）に対する災害対策工事や補修・応急修理工事等の施工業者の情報提供
- (2) その他補修協力のための必要なこと

2 前項の依頼にあたっては、甲は相談者の同意を得たうえで（藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）第6条第6号の場合を除く。）、相談者の氏名、建築物の場所、被災状況、その他必要と認める事項を文書により乙に依頼するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等によることができる。

3 第1項の依頼は、甲の災害対策本部、各部局の所属長及びその任を受けた職員が災害時等の状況により、乙の事務局に対して行うものとする。

（協力活動）

第 2 条 乙は、前条第1項の規定に基づく依頼があったときは、相談者に対する補修等協力を速やかに実施するものとする。

（依頼に基づく措置）

第 3 条 乙は、甲から第1条第1項の依頼を受けたときは、必要な措置を早期に講ずるとともに、その進捗状況及び措置の結果を甲に速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙が甲の協力依頼に基づいて実施した補修等協력에要した一切の費用を負担しない。

（会員名簿等の報告）

第 5 条 乙は、災害時等における補修協力が円滑に実施できるよう、会員の名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に報告するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定するものとする。

（協定の協力）

第7条 この協定は、令和2年7月31日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 藤枝市長 北村正平

乙 藤枝建設業協同組合
理事長 村松章典

災害時等における補修・応急修理工事等の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝建築事業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の自然災害により、市民が居住する家屋に損壊が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の財産の保護及び速やかな災害復旧を図るため、災害対策工事及び補修・応急修理工事等の協力（以下「補修等協力」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力依頼）

第 1 条 甲は、災害時等において、補修等協力を必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に依頼することができる。

- （1） 市に相談した市民（以下「相談者」という。）に対する災害対策工事や補修・応急修理工事等の施工業者の情報提供
- （2） その他補修協力のための必要なこと

2 前項の依頼にあたっては、甲は相談者の同意を得たうえで（藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）第6条第6号の場合を除く。）、相談者の氏名、建築物の場所、被災状況、その他必要と認める事項を文書により乙に依頼するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等によることができる。

3 第1項の依頼は、甲の災害対策本部、各部局の所属長及びその任を受けた職員が災害時等の状況により、乙の事務局に対して行うものとする。

（協力活動）

第 2 条 乙は、前条第1項の規定に基づく依頼があったときは、相談者に対する補修等協力を速やかに実施するものとする。

（依頼に基づく措置）

第 3 条 乙は、甲から第1条第1項の依頼を受けたときは、必要な措置を早期に講ずるとともに、その進捗状況及び措置の結果を甲に速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、乙が甲の協力依頼に基づいて実施した補修等協力に要した一切の費用を負担しない。

（会員名簿等の報告）

第 5 条 乙は、災害時等における補修協力が円滑に実施できるよう、会員の名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に報告するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定するものとする。

（協定の協力）

第7条 この協定は、令和2年7月31日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 藤枝市長 北 村 正 平

乙 藤枝建築事業協同組合
代表理事 塚 本 哲 也

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、藤枝市（以下「甲」という。）と社団法人志太医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、藤枝市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、多数の死傷者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、列車転覆事故、航空機の墜落事故等）を含む。

3 乙は、甲と協力し関係団体に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、藤枝市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を甲が設置する救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (3) 医療救護活動の記録
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）

（医療従事者の輸送等）

第5条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必

要な措置を講ずる。

- 2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲はその供給について必要な措置を講ずる。

(扶助金の支給)

第6条 甲は、災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく医療救護活動における救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、扶助金を支給する。

- 2 前項の扶助金の支給に関し、災害救助法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）までの規定を準用する。この場合において、条文中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(実費弁償)

第7条 甲は、協定書に基づく医療救護活動における救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用を弁償する。

- 2 前項の実費弁償に関し必要な事項は、別に甲乙協議して定める。

(医療従事者に対する現場における指示等)

第8条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重する。

(細目協定)

第9条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成12年2月1日から、効力を有する。

- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算しての協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成12年2月1日

(甲)	藤 枝 市 長	八 木 金 平
(乙)	社団法人 志太医師会会長	末 仲 晃

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、藤枝市（以下「甲」という。）と社団法人藤枝歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、藤枝市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 前項に規定する災害には、多数の死傷者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、列車転覆事故、航空機の墜落事故等）を含む。
- 3 乙は、甲と協力し関係団体に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（医療救護活動への協力）

- 第2条 甲は、藤枝市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を甲が設置する救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。
- 3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。
- 4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

- 第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。
- 2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

- 第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (2) 医療救護活動の記録
 - (3) 死体の検案
 - (4) その他必要な事項

（医療従事者に対する現場における指示等）

- 第5条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市

長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重する。

(医療従事者の輸送等)

第6条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲はその供給について必要な措置を講ずる。

(扶助金の支給)

第7条 甲は、災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく医療救護活動における救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、扶助金を支給する。

2 前項の扶助金の支給に関し、災害救助法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）までの規定を準用する。この場合において、条文中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(実費弁償)

第8条 甲は、協定書に基づく医療救護活動における救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用を弁償する。

2 前項の実費弁償に関し必要な事項は、別に甲乙協議して定める。

(細目協定)

第9条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成12年2月1日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成12年 2月 1日

(甲) 藤 枝 市 長 八 木 金 平

(乙) 社団法人
藤枝歯科医師会会長 井 澤 輝 之

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期すため、藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人藤枝薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、藤枝市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動及び医薬品等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他重大な事故を含むものとする。

3 乙は、甲と協力し関係団体に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対して、薬剤師（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を甲の指定する主要救護所及び臨時救護所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、災害が発生したときは、速やかにその被害の状況について情報収集を行い、その情報により医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、第1項の規定による要請がなくても、乙の判断により医療従事者を医療救護所等へ派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなすものとする。

5 甲は、災害により長期化する避難生活に対応するため、必要に応じて乙に対して甲の指定する避難所への医療従事者の派遣を要請することができるものとする。

6 前項の規定に基づき乙が実施する内容は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（医療救護活動計画書の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動への協力を行うため、計画書を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画書を策定するに当たっては、関係団体と密接な連携のもとに行うものとする。

（医療従事者の職務）

第4条 医療従事者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他必要な事項

（医療従事者に対する現場における指示等）

第5条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重するものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙は、甲が準備した医薬品等により医療救護活動を行うほか、甲の要請により医薬品等を供給するものとする。

2 甲が乙に対して供給を要請する医薬品等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(医薬品等の引渡し)

第7条 医薬品等の引渡しの場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目及び数量を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、甲に対し、医薬品等の引渡しを行った場合には、当該医薬品等の供給状況を整理の上、乙の各薬局で使用している様式で納品書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(医薬品等の取引価格)

第8条 医薬品等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(扶助金の支給)

第9条 甲は、この協定に基づく医療救護活動における職務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「施行令」という。）第7条から第15条までに定めるところにより扶助金を支給するものとする。ただし、災害救助法が適用されない場合には、市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市条例第30号）の規程に準じた補償を行うものとする。

(費用弁償)

第10条 医療従事者の派遣に要する費用は、災害救助法第18条及び施行令第5条の定めるところにより支給するものとする。

2 甲は、費用弁償の支給に関し、前項により難しい場合には、災害救助法施行令を準用して金額を定め、支給するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第11条 医療救護活動中に第三者に与えた損害等については、甲乙協議の上、処理に当たるものとする。

(細目)

第12条 この協定の細目については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義等、必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、令和3年12月1日から適用する。

2 平成12年2月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は、この協定の発効と同時に破棄する。

3 この協定の有効期間は、令和3年12月1日から1年間とするものとする。ただし、この協定

の有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合には、有効期間満了の日の翌月から起算して1年間延長され、その後の期間満了においても、同様とするものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月1日

(甲) 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長 北村正平

(乙) 藤枝市駿河台二丁目17番13号
一般社団法人藤枝薬剤師会
会長 清水 あつ子

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書の実施細目

令和３年１２月１日付けで締結した災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定（以下「協定」という。）第１２条に基づき、次の細目を定める。

（医療従事者の派遣要請）

第１条 協定第２条第１項に規定する藤枝市（以下「甲」という。）から一般社団法人藤枝薬剤師会（以下「乙」という。）に対する医療従事者の派遣要請は、藤枝市長から一般社団法人藤枝薬剤師会会長に對して行うことを原則とする。

２ 派遣要請は、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等迅速な方法で行い、文書の提出は、その後において行うことができるものとする。

（医療救護活動計画書の策定及び提出）

第２条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画書（様式第１号）を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護活動の報告）

第３条 乙は、協定第２条の規定により、医療従事者を派遣した場合には、医療救護活動終了後速やかに、医療救護活動報告書（様式第２号）、医療従事者名簿（様式第３号）、医薬品等使用報告書（様式第４号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第４条 乙は、協定第２条の規定に基づく医療救護活動において、医療従事者が負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合には、事故報告書（様式第５号）により、速やかに甲に報告するものとする。

２ 乙は、協定に基づく医療救護活動において物的損害が発生した場合には、物件損傷報告書（様式第６号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（扶助金の請求等）

第５条 協定第９条に規定する扶助金の請求については、支給を受けようとする者が損害補償請求書（様式第７号）により甲に請求するものとする。

２ 協定第１０条に規定する費用については、乙が費用弁償請求書（様式第８号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第６条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合には、関係資料を確認の上、速やかに請求者に支払うものとする。

以上

医 療 救 護 活 動 計 画 書

報告機関

担当者

報告日時

年

月

日

時現在

[illegible]

医療救護活動報告書

報告機関 担当者

報告日時 年 月 日 時現在

区分(班名)	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			措置の概要
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			
			月 日 時 分	時 分	分	
			調剤件数		件	
			医薬品管理			

医 療 従 事 者 名 簿

報告機関

担当者

活動場所

報告日時

年

月

日

時現在

区分 (班名)	職種	氏名	所属	住所	従事期間

事 故 報 告 書

報告機関

担当者

報告日時

年

月

日

時現在

氏名				性別	男 ・ 女	年齢	歳
住所							
職種		勤務先			所属班名		
傷 病 名							
外 来 ・ 入 院 (月 日)			診療(入院)医療機関名				
受傷(発病)日時			年 月 日	午前・午後	時	分	
受傷(発病)場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時			年 月 日	午前・午後	時	分	
死 亡 場 所							
受 傷 死 (発 病) 亡 時 の 状 況							

物 件 損 傷 報 告 書

報告機関

担当者

報告日時

年

月

日

時現在

医療救護施設名

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考
年 月 日				合計金額		円

- 1 医療救護施設ごとに記入すること。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機器、器具、自動車等を記入すること。
- 3 損傷の種類は、破壊、損傷、汚染等の種類を記入すること。
- 4 損傷の程度欄は、前回、半壊、使用不能等具体的に記入すること。
- 5 単価、金額欄は、修繕額を記入すること。
- 6 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

様式第7号

損害補償請求書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

下記のとおり請求します。

記

金

円

ただし、災害時の医療救護活動に係る損害補償。

様式第8号

費用弁償請求書

年 月 日

様

所在地

団体名

代表者名

印

下記のとおり請求します。

記

金

円

【内訳】

項 目	金 額
協定第10条第1項の費用	円
協定第10条第2項の費用	円

災害時における主要救護所の設置に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害が発生し、「藤枝市地域防災計画」に基づく、「主要救護所」として、乙が所有する施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、医療救護を行うための主要救護所とする。

（協力内容及び使用範囲）

第3条 乙は、甲の協力要請があったときは、次に掲げる施設を主要救護所として甲に提供すること。

施設名称	B i V i 藤枝
所在地	藤枝市前島1丁目7-10
提供施設	1階共用スペース
その他	・傷病人の受け入れ及び搬送のため、1階出入口の使用を認める。 ・屋外敷地内に主要救護所用資機材を保管する収納庫の設置を認める。

（協力要請の方法）

第4条 前条の協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（期間）

第5条 施設の使用期間は、14日以内とする。ただし、必要により甲乙協議して期間の延長ができる。

2 甲は、施設の使用の終了の際には、乙に使用が終了した旨文書で提出する。

（原状回復義務）

第6条 甲は、使用の期間が満了したときは、施設を原状に回復し返還しなければならない。

(連絡責任者の選定)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(訓練等)

第8条 甲、乙は各々が実施する防災訓練等について、相互に協力するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和6年8月29日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
市長 北村 正平

乙 静岡県静岡市駿河区石田1丁目3番29号
大和リース株式会社 静岡支店
支店長 赤埴 博之

災害時医療薬品等の調達についての協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝薬業組合、藤枝薬剤師会（以下「乙」という。）との間に災害時に必要な医薬品及び衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙のそれぞれの会員（以下「会員」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（災害時医薬品等の協議）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等（以下「対象医薬品等」という。）は、甲、乙協議して定める。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、会員に対し、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合において、甲は会員の意思を確認のうえ第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 会員は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとると共に、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第5条 対象医薬品等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第6条 対象医薬品等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、原則として、会員の店舗が所在する地区に設置されている医療救護所とする。

2 甲は医療救護所に職員を派遣し、対象医薬品等を確認のうえ引き取るものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、甲は、会員が災害の状況により自らの判断により対象医薬品等を第1項の医療救護所に引き渡したときは、前項に規定する引渡しがあったものとする。この場合において、会員はその措置について甲に報告をしなければならない。

（代金の支払い）

第7条 甲が引き取った対象医薬品等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 甲は、会員に対し、対象医薬品等の保有状況を調査し、報告するよう求めることができる。

(対象医薬品等以外の医薬品等の購入)

第9条 甲は、緊急その他必要があると認めるときは、会員から対象医薬品等以外の医薬品等を購入することができる。

2 前項の規定により甲が購入する場合の価格は、第5条の規定を準用する。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年4月1日からその効力を有するものとし、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の成立を立証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成18年4月1日

(甲) 藤 枝 市 長 松 野 輝 洋

(乙) 藤枝薬業組合
理事長 小 西 伝 一

藤枝薬剤師会
会 長 望 月 篤

静岡県消防相互応援協定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

2 前条に規定する報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から前条の応援要請を受けたときは、応援隊を派遣するものとする。

2 前項の場合において、応援市町村等の長は、正当の理由がない限り、派遣を拒んではならない。

3 応援市町村等の長は、第1項の規定により応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援市町村等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、同条の応援要請を待たないで応援隊を派

還することができる。

- 5 前項の規定による応援隊の派遣は、この協定の適用に当たっては、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、町村長。）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、速やかに活動概要等を発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等の消防機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について協議するものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること
- (3) 市町村等間の消防演習に関すること
- (4) 警防技術に関すること
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること
- (6) その他の必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援市町村等の負担とし、その他の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑 則

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互
応援に関する他の協定を排除するものではない。

(細目協定)

第15条 この協定の実施についての細目は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定める
ところによるほか、その都度市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成6年10月1日から効力を生じる。

この協定を称するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

平成9年3月25日

県下74市町村

県下15消防関係組合

静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	栗原勝
沼津市長	斎藤衛
清水市長	宮城島弘正
熱海市長	川口市雄
三島市長	石井茂
富士宮市長	渡辺紀
伊東市長	鈴木藤一郎
島田市長	岩村越司
富士市長	鈴木清見
磐田市長	山下重
焼津市長	長谷川孝之
掛川市長	榛村純一
藤枝市長	八木金平
御殿場市長	内海重忠

袋井市長	豊	田	舜	次
天竜市長	中	谷	良	作
浜北市長	長	谷川	正	栄
下田市長	池	谷		淳
裾野市長	大	橋	俊	二
湖西市長	山	本	昌	寛
東伊豆町長	石	原		驍
河津町長	櫻	井	泰	次
南伊豆町長	菊	池	利	郎
松崎町長	石	田	常	吉
西伊豆町長	窪	田	一	郎
賀茂村長	山	本	正	和
伊豆長岡町長	小	野		正
修善寺町長		原	啓	太郎
戸田村長	長	島	博	司
土肥町長	大	木	一	清
函南町長	芹	澤	伸	行
韮山町長	渡	辺	文	三
大仁町長	望	月	良	和
天城湯ヶ島町長		立	岩	博 明
中伊豆町長	塩	谷	吉	昭
清水町長	平	井	弥	一郎
長泉町長	柏	木	忠	夫
小山町長	長	田		央
芝川町長	臼	井		進
富士川町長	常	葉	雅	文
蒲原町長	佐	藤	雅	司
由比町長	青	木		健
岡部町長	井	田	久	義
大井川町長	横	山	宗	男
御前崎町長	下	村	源	一
相良町長	楠	田	庄	一
榛原町長	大	石	哲	司
吉田町長	柳	原	宏	行
金谷町長	孕	石	善	朗
川根町長	河	野	敏	郎
中川根町長	鈴	木		久
本川根町長	松	岡	武	平
大須賀町長	伊	藤	徳	之
浜岡町長	本	間	義	明
小笠町長	黒	田	淳	之助

菊川町長	白 松 太喜夫
大東町長	杉 浦 徳 雄
森町長	太 田 三 作
春野町長	森 下 茂
浅羽町長	村 松 駿 一
福田町長	森 田 弘
竜洋町長	池 田 藤 平
豊田町長	金 原 士 朗
豊岡村長	佐 藤 茂 雄
龍山村長	内 山 勝
佐久間町長	小 原 侃之輔
水窪町長	伊 藤 英 世
舞阪町長	河 合 重 雄
新居町長	片 山 茂 生
雄踏町長	藤 田 源左衛門
細江町長	杉 山 辰 雄
引佐町長	長 山 芳 正
三ヶ日町長	鈴 木 浩太郎
富士宮市芝川町消防組合管理者	渡 辺 紀
島田市・北榛原地区衛生消防組合管理者	岩 村 越 司
磐田市外 4 町村消防組合管理者	山 下 重
御殿場市・小山町広域行政組合管理者	内 海 重 忠
袋井市外 2 町消防組合管理者	豊 田 舜 次
天竜市・春野町消防組合管理者	中 谷 良 作
下田地区消防組合管理者	池 谷 淳
湖西市・新居町広域施設組合管理者	山 本 昌 寛
西伊豆広域消防組合管理者	窪 田 一 郎
田方地区消防組合管理者	望 月 良 和
庵原地区消防組合管理者	青 木 健
相良町外 2 町広域施設組合管理者	楠 田 庄 一
吉田町榛原町広域施設組合管理者	柳 原 宏 行
小笠地区消防組合管理者	白 松 太喜夫
引佐郡広域施設組合管理者	杉 山 辰 雄

静岡県消防相互応援協定に基づく覚書

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この覚書は、静岡県消防相互応援協定（昭和62年4月1日から発効。以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、消防の相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(消防本部の区分)

第2条 静岡県内の消防本部を次のとおり区分する。

(1) 東部地区

下田消防本部、駿東伊豆消防本部、熱海市消防本部、富士山南東消防本部、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、富士市消防本部、富士宮市消防本部

(2) 中部地区

静岡市消防局、志太広域事務組合志太消防本部

(3) 西部地区

御前崎市消防本部、菊川市消防本部、掛川市消防本部、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部、磐田市消防本部、浜松市消防局、湖西市消防本部

(代表消防本部及び地区代表消防本部等)

第3条 代表消防本部は、静岡県消防長会会長の所属する消防本部とし、静岡県内の消防本部の代表として静岡県及び各消防本部との連絡調整等を行い、各消防本部を統括する役割を担うものとする。

2 代表消防本部がその役割を担えないと認めるときは、代表消防本部が指名する地区代表消防本部にその機能を代行させることができる。この場合において、代表消防本部の長は、代行させる旨を当該指名する地区代表消防本部の長に連絡するものとする。

3 地区代表消防本部は、静岡県消防長会副会長の所属する消防本部とし、前条各号に掲げる地区の消防本部の代表として代表消防本部及び当該地区内の各消防本部との連絡調整等を行うとともに、代表消防本部を補佐し、当該地区内の各消防本部を統括する役割を担うものとする。

4 地区代表消防本部がその役割を担えないと認めるとき、又は第2項の規定により地区代表

消防本部が代表消防本部の機能を代行するときは、当該地区代表消防本部が指名する当該地区内の消防本部にその機能を代行させることができる。この場合において、地区代表消防本部の長は、代行させる旨を当該指名する地区内の消防本部の長に連絡するものとする。

第2章 相互応援

(応援隊の報告)

第4条 第2条に規定する消防本部の長は、あらかじめ代表消防本部の長に対し、別表の区分により、情報連絡窓口及び応援可能隊数を報告するものとする。当該報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(応援要請の種別及び手続)

第5条 協定第5条に規定する応援要請の種別は、災害の規模等により、次のとおり区分する。

(1) 第1要請

発災市町等の長が、近隣の市町等の長に対して行う要請

(2) 第2要請

発災市町等の長が、同一地区内の市町等の長に対して行う要請

(3) 第3要請

発災市町等の長が、県内の市町等の長に対して行う要請

2 応援要請は、原則として第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、発災市町等の長が必要であると認めたときは、この限りでない。

(1) 要請の手続

ア 第1要請

(ア) 発災市町等の長が、近隣の市町等の長に要請する。

(イ) 発災市町等の消防本部の長は、要請した旨を地区代表消防本部の長に連絡する。

(ウ) 地区代表消防本部の長は、これを代表消防本部の長に連絡する。

イ 第2要請

(ア) 発災市町等の長が、同一地区内の地区代表消防本部の長に連絡する。

(イ) 地区代表消防本部の長は、地区内の応援隊に派遣する応援市町等を選定して当該応援市町等の消防本部の長へ応援を依頼するとともに、これを発災市町等の消防本部の長及び代表消防本部の長に連絡する。

(ウ) 発災市町等の長は、前(イ)の地区代表消防本部の長からの連絡に基づき、応援市町

等の長に要請する。

ウ 第3要請

(ア) 発災市町等の長は、同一地区内の地区代表消防本部の長を経由して代表消防本部の長に連絡する。

(イ) 代表消防本部の長は、前(ア)の要請があった地区以外(第2要請が行われていない場合の要請にあつては、全ての地区)の地区代表消防本部の長に応援隊を派遣する応援市町等の選定を依頼する。

(ウ) 前(イ)の依頼を受けた地区代表消防本部の長は、地区内の応援隊を派遣する応援市町等を選定して当該応援市町等の消防本部の長へ応援を依頼するとともに、これを代表消防本部の長に連絡する。

(エ) 代表消防本部の長は、応援隊を派遣する応援市町等を発災市町等の消防本部の長に連絡する。

(オ) 発災市町等の長は、前(エ)の代表消防本部の長からの連絡に基づき、応援市町等の長に要請する。

(2) 第2要請の場合において前号イ(ウ)の要請ができないと認められるとき、及び第3要請の場合において同号ウ(オ)の要請ができないと認められるときは、代表消防本部の長又は応援隊を派遣する地区の地区代表消防本部の長が、当該応援隊を派遣する応援市町等の長へ連絡するものとし、当該連絡をもって、発災市町等の長からの要請があったものとみなす。

(3) 協定第6条第3項の規定により応援隊を派遣しようとする応援市町等の長は、この旨を当該応援市町等の地区の地区代表消防本部の長に連絡するものとし、当該地区代表消防本部の長は、これを代表消防本部の長に連絡する。

(4) 前各号の連絡を受けた代表消防本部の長は、これを静岡県知事に報告するものとする。

3 協定第4条に規定する報告及び協定第5条に規定する応援要請は、災害概要報告書・応援要請(依頼)書(別記様式第1号)により行うものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を記載した応援出動決定通知書(別記様式第2号)により発災市町等の長に報告するものとする。

(1) 応援隊隊長及び隊員の階級、氏名

(2) 応援隊数、車両、資機材等

(3) 応援隊の事前集結場所（活動拠点）到着予定時刻

(4) その他必要な事項

(迅速な出動体制の構築)

第7条 代表消防本部の長は、応援隊を派遣するにあたり、速やかに情報を収集するとともに、収集した情報を応援市町等の長及び関係機関へ連絡する。

2 発災市町等の地区代表消防本部の長は、第2要請以上の災害があった場合には、情報収集のため直ちに発災市町等に応援隊を先遣出動させるものとする。

3 応援市町等の長は、発災市町等の長から応援要請を受けたときは、迅速に出動できる態勢を整えるよう努めるものとする。

(受援計画)

第8条 第2条に規定する消防本部の長は、応援を受けることを想定し、次の事項についてあらかじめ準備しておくものとする。

(1) 管轄区域内の地水利状況に関する事項

(2) 管轄区域内の地図

(3) 応援隊への情報提供に関する事項

(4) 資機材等の補給に関する事項

(5) 無線運用に関する事項

(6) その他受援に必要な事項

(指揮体制)

第9条 発災市町等の消防本部の長は、早期に指揮本部を設置し、指揮体制の確立に努めるものとする。

2 地区代表消防本部の長は、第2要請以上の災害に対し、指揮本部長の指揮の下、同一地区内の応援隊を管理する隊（以下「地区指揮隊」という。）を派遣し、災害現場において、応援隊を統制させるものとする。

3 代表消防本部の長は、第3要請時に、指揮本部長を補佐する隊（以下「県指揮支援隊」という。）を派遣し、応援隊の管理をさせるものとする。この場合において、県指揮支援隊は、必要に応じて地区指揮隊の中から応援隊を統括する指揮隊を指名することができる。

4 応援隊の長は、到着後速やかに地区指揮隊の長に対し、所属、隊数、人員、装備等につい

て報告し、地区指揮隊の統制の下、活動するものとする。

(後方支援本部の設置)

第10条 第3要請の場合に代表消防本部は、円滑な後方支援体制を確立するため、代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 第2要請の場合に地区代表消防本部は、円滑な後方支援体制を確立するため、必要に応じ、当該地区代表消防本部に後方支援本部を設置することができる。

3 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 協定の応援隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 応援隊の交替及び出動派遣規模の調整に関すること。
- (5) 協定第5条第1項第3号に規定する資機材、物資等の輸送計画に関すること。
- (6) 県内消防本部に対する情報提供に関すること。
- (7) 協定の応援隊数及び人員数の集計に関すること。
- (8) その他協定の活動支援に必要な事項に関すること。

(資機材の支援)

第11条 応援隊の活動の調整を図るため、第2要請時に後方支援本部が設置されない場合は、応援隊の地区の地区代表消防本部の長が、発災市町等の状況に応じて資機材の輸送等、必要な調整を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第12条 応援隊の引揚げは、発災市町等の長が、発災市町等の消防本部の長からの活動報告、調整結果等を総合的に勘案し、応援隊の活動の終了及び応援隊の引揚げを判断するものとし、その手続は、次のとおりとする。

(1) 引揚げ手続

ア 第1要請

- (ア) 発災市町等の長が、要請した市町等の長に引揚げ決定を連絡する。
- (イ) 発災市町等の消防本部の長は、地区代表消防本部の長に引揚げ決定を連絡する。
- (ウ) 地区代表消防本部の長は、これを代表消防本部の長に連絡する。

イ 第2要請

- (ア) 発災市町等の長が、同一地区内の地区代表消防本部の長に引揚げ決定を連絡する。
- (イ) 地区代表消防本部の長は、応援隊を派遣した応援市町等の消防本部の長及び代表消防本部の長に引揚げ決定を連絡する。

ウ 第3要請

- (ア) 発災市町等の長は、同一地区内の地区代表消防本部の長を経由して代表消防本部の長に引揚げ決定を連絡する。
 - (イ) 代表消防本部の長は、応援隊を派遣した応援市町等の消防本部の長及び他の地区の地区代表消防本部の長に引揚げ決定を連絡する。
- (2) 連絡を受けた代表消防本部の長は、これを静岡県知事に報告する。

(報告等の種別)

第13条 協定第9条に規定する報告は、活動報告書（別記様式第3号）により行う。

2 協定第10条に規定する報告は、災害報告書（別記様式第4号）により行う。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第14条 協定第11条の連絡会議の名称は、静岡県消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」という。）とし、応援市町等の消防本部の長で構成するものとする。

- 2 連絡会議に代表幹事及び幹事を置く。
- 3 代表幹事は代表消防本部の長を、幹事は地区代表消防本部の長をもって充てる。
- 4 代表幹事及び幹事は、消防相互応援の円滑な推進のため、必要な調整を行うものとする。

(作業部会)

第15条 協定第12条各号に掲げる協議事項について、必要な調整その他の作業をさせるため、連絡会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、各消防本部の警防業務を所管する所属の長の職にある者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、代表消防本部の警防業務を所管する所属の長の職にある者をもって充てる。

(会議の招集)

第16条 連絡会議及び作業部会の会議は、必要の都度開催するものとし、代表幹事が招集する。

第4章 経費負担

(経費負担)

第17条 協定第13条第1号に規定する経費等の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援隊を派遣する応援市町等が負担する経費

ア 応援出動した職員等の人件費

イ 応援出動した職員等の旅費

ウ 応援出動した職員等の公務災害補償費

エ 応援の活動のために使用した当該応援隊の施設（消防用自動車、資機材等をいう。）に係る修繕料

オ 応援隊の活動のために要した燃料費

カ 応援隊の活動のために要した消耗品費

キ アからカに掲げるもののほか、応援出動に要した経費

(2) 発災市町等が負担する経費

発災市町等の消防本部の長の指揮下における活動中に発生した第三者に対する消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損害補償及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償に要する経費。ただし、応援隊の故意又は重大な過失によって発生した場合は、当該応援隊の応援市町等の負担とする。

2 協定第13条第1号及び第2号に規定する経費のほか、応援に関し経費を要したときの経費負担については、その都度協議の上、定めるものとする。

第5章 雑 則

(協定に関する事務の担当)

第18条 協定に関する事務は、代表消防本部が担当する。

附 則

この覚書は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

この覚書を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成6年10月1日から効力を生じる。

この覚書を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この覚書を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各自その1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成29年4月1日から、その効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書41通を作成し、各市町等の長の記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

この覚書は、令和7年4月1日から、その効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書41通を作成し、各市町等の長の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月1日

静 岡 市 長 難波 喬司

浜 松 市 長 中野 祐介

沼 津 市 長 頼重 秀一

熱 海 市 長 齊藤 栄

三 島 市 長 豊岡 武士

富 士 宮 市 長 須藤 秀忠

伊 東 市 長 小野 達也

島 田 市 長 染谷 絹代

富 士 市 長 小長井 義正

磐 田 市 長 草地 博昭

焼 津 市 長 中野 弘道

掛 川 市 長 久保田 崇

藤 枝 市 長 北村 正平

御 殿 場 市 長 勝又 正美

袋 井 市 長 大場 規之

下 田 市 長 松木 正一郎

裾 野 市 長 村田 悠

湖 西 市 長 田内 浩之

伊 豆 市 長 菊池 豊

御 前 崎 市 長 下村 勝

菊 川 市 長 長谷川 寛彦

伊豆の国市長 山下 正行

牧 之 原 市 長 杉本 基久雄

東 伊 豆 町 長 岩井 茂樹

河 津 町 長 岸 重宏

南 伊 豆 町 長 岡部 克仁

松 崎 町 長 深澤 準弥

西 伊 豆 町 長 星野 淨晋

函 南 町 長 仁科 喜世志

清 水 町 長 関 義弘

長 泉 町 長 池田 修

小 山 町 長 込山 正秀

吉 田 町 長 田村 典彦

川 根 本 町 長 藺田 靖邦

森 町 長 太田 康雄

下田地区消防組合管理者 松木 正一郎

駿東伊豆消防組合管理者 頼重 秀一

富士山南東消防組合管理者 豊岡 武士

御殿場市・小山町
広域行政組合管理者 勝又 正美

志太広域事務組合管理者 北村 正平

袋井市森町
広域行政組合管理者 大場 規之

災害時における相互協力に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝市内郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、藤枝市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、藤枝市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で取得した当該被災者の避難先等に関する情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難先届又は転居届の配布・回収を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（乙の災害対応）

第4条 乙は、災害時において次に掲げる対策等を実施する。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 甲 藤枝市総務部危機管理センター 危機管理課長
- (2) 乙 日本郵便株式会社藤枝郵便局 総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定の締結をもって、平成10年1月29日締結の災害支援協力に関する覚書は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 8月 9日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平 印

乙 藤枝市青木三丁目6番18号

日本郵便株式会社
藤枝市内郵便局代表
藤枝郵便局長 池谷 芳巳 印

(別表)

藤枝市内 郵便局一覧

郵便局名	所 在 地
藤枝郵便局	藤枝市青木 3 - 6 - 1 8
瀬戸谷郵便局	藤枝市本郷 2 1 1
葉梨郵便局	藤枝市上薮田 7 8 5 - 2
岡部郵便局	藤枝市岡部町内谷 6 2 6 - 3
広幡郵便局	藤枝市上当間 2 9 1 - 2
藤枝藤岡郵便局	藤枝市藤岡 1 - 2 6 - 1
藤枝本町郵便局	藤枝市本町 2 - 7 - 2
藤枝茶町郵便局	藤枝市茶町 4 - 1 1 - 1 1
藤枝岡出山郵便局	藤枝市岡出山 2 - 1 2 - 1 2
藤枝前島郵便局	藤枝市田沼 1 - 2 0 - 8
高洲郵便局	藤枝市高洲 2 9 - 1 1
藤枝大洲郵便局	藤枝市大洲 2 - 3 2 - 1 1
藤枝駿河台郵便局	藤枝市駿河台 2 - 1 7 - 7 0
朝比奈郵便局	藤枝市岡部町新舟 1 0 0 7 - 1

災害時における支援協力に関する協定書

藤枝市(以下「甲」という。)、藤枝警察署(以下「乙」という。)並びに株式会社藤枝江崎新聞店、株式会社藤崎新聞店藤枝営業所青仲社、有限会社いけたに総業いけたに新聞店、有限会社太田新聞店及び有限会社新聞販売いしかわ(以下「丙」という。)及び藤枝市自治会連合会(以下「丁」という。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、丙に対し、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、次の各号について要請できる。

- (1) 犯罪抑止に関する活動
- (2) 被害、安否及び生活情報の収集・提供
- (3) その他支援・協力できる活動

(協力の実施)

第2条 丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、安全を確保したうえで業務に支障のない範囲内において実施するものとする。

2 丙は、前項の規定により活動を行う際は、乙及び丁に必要な協力を求めることができる。

(経費の負担)

第3条 第1条に規定する協力要請に応じて丙が要した経費については、甲が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出するものとし、相互協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第4条 丙は、連携事項の具体化の検討及び第1条に基づき決定した協力要請の実施により知り得た他の当事者の情報を、他の当事者の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

また、本協定が終了した後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、相互が協議して定める。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1カ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、この書類を8通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名のうえ、各自その1通を保有する。

甲 藤枝市岡出山一丁目 11 番1号
藤枝市長

北 利 正 平

乙 藤枝市緑町一丁目3番地の5
藤枝警察署長

坂 田 幸 隆

丙 藤枝市藤枝一丁目4番 12 号
株式会社藤枝江崎新聞店
代表取締役

江 崎 晴 城

藤枝市藤枝二丁目4番 35 号
株式会社蔵崎新聞店 藤枝営業所 育伸社
取締役専務

蔵 崎 佳 樹

藤枝市青木二丁目 28 番6号
有限会社いけたに総業 いけたに新聞店
代表取締役

池 谷 仁 志

藤枝市岡部町岡部1番地の1
有限会社太田新聞店
代表取締役

小 林 弘 樹

藤枝市宮原 534 番地の2
有限会社新聞販売いしかわ
代表取締役

石 川 範 人

丁 藤枝市岡出山一丁目 11 番1号
藤枝市自治会連合会
会長

増 田 勝 利

災害時における応急対策(災害情報)活動に関する協力協定

藤枝市（以下「甲」という。）と藤枝アマチュア無線防災ボランティア（以下「乙」という。）は、甲が藤枝市地域防災計画に基づく応急対策活動上必要とする災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤枝市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、乙が非常通信を使用して災害情報を甲に提供するため行うボランティア活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報とは、災害、地震、津波、台風、洪水その他の被害で、その規模及び損害の程度から判断して、社会的影響が大きく情報の提供が必要と認められるものをいう。
- (2) 非常通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する通信をいう。

（非常通信を行う無線局）

第3条 この協定により非常通信を行う無線局は、甲にあっては藤枝市災害対策本部の指揮下に配置されるアマチュア無線局とし、乙にあっては乙の会員であるアマチュア無線局とする。

2 乙は、毎年4月1日現在の乙の会員名簿を速やかに甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、災害情報の提供を要請することができる。

（情報の自主提供）

第5条 乙の会員は、その判断により前条の規定による甲の要請を待たず自主的に災害情報の提供を行うことができる。

（情報体制）

第6条 前2条の規定による災害情報の収集及び伝達体制は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（共同訓練）

第7条 甲及び乙は、災害情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 災害時における甲、乙間の連絡調整（第4条に規定する協力の要請を含む。）を行う連絡説明者は、甲にあっては藤枝市災害対策本部・情報班長、乙にあっては会長とする。

2 平常時における甲、乙間の連絡調整を行う連絡責任者は、甲にあっては藤枝市総務部防災課長、乙にあっては会長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年 4月 1日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

(甲) 藤 枝 市 長 松 野 輝 洋

藤枝市北方962番地

(乙) 藤枝アマチュア無線防災ボランティア

会 長 岩 井 亮 算

資料5-62-2

災害時における応急対策(災害情報)活動に関する協力協定

藤枝市（以下「甲」という。）と 藤枝市消防団火消しクラブ（以下「乙」という。）は、甲が藤枝市地域防災計画に基づく応急対策活動上必要とする災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤枝市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、乙が非常通信を使用して災害情報を甲に提供するため行うボランティア活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報とは、災害、地震、津波、台風、洪水その他の被害で、その規模及び損害の程度から判断して、社会的影響が大きく情報の提供が必要と認められるものをいう。
- (2) 非常通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する通信をいう。

（非常通信を行う無線局）

第3条 この協定により非常通信を行う無線局は、甲にあっては藤枝市災害対策本部の指揮下に配置されるアマチュア無線局とし、乙にあっては乙の会員であるアマチュア無線局とする。

2 乙は、毎年4月1日現在の乙の会員名簿を速やかに甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、災害情報の提供を要請することができる。

（情報の自主提供）

第5条 乙の会員は、その判断により前条の規定による甲の要請を待たず自主的に災害情報の提供を行うことができる。

（情報体制）

第6条 前2条の規定による災害情報の収集及び伝達体制は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（共同訓練）

第7条 甲及び乙は、災害情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 災害時における甲、乙間の連絡調整（第4条に規定する協力の要請を含む。）を行う連絡説明者は、甲にあっては藤枝市災害対策本部・情報班長、乙にあっては会長とする。

2 平常時における甲、乙間の連絡調整を行う連絡責任者は、甲にあっては藤枝市総務部防災課長、乙にあっては会長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

藤枝市岡出山1丁目11番1号

(甲) 藤 枝 市 長 松 野 輝 洋

藤枝市北方1170

(乙) 藤 枝 市 消 防 団 火 消 し ク ラ ブ
会 長 森 谷 敏 久

一般廃棄物災害収集に関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と株式会社静岡環境保全センター（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の収集（以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害収集に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、藤枝市地域防災計画、藤枝市地震災害時における一般廃棄物処理要綱及び藤枝市地震災害一般廃棄物処理ガイドラインに基づく災害収集計画の実施について、乙に支援を要請する。

2 乙は、災害における乙の被害状況に応じて可能な限り要請に応じるものとする。

（事前対策）

第3条 甲及び乙は、災害収集に必要な事前対策について協議し対策を講じるものとする。

（経費及び損害補償）

第4条 乙の災害収集に要する経費については、別途協議するものとする。

2 乙の災害収集の従事者が、災害収集により死亡、負傷若しくは疾病となった場合の本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙協議の上決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ押印の上各自1通を保有する。

平成19年8月3日

甲 藤枝市長 松野 輝洋

乙 株式会社静岡環境保全センター
取締役社長 宮川 邦光

一般廃棄物災害収集に関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と株式会社浄化槽管理センター（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の収集（以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害収集に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、藤枝市地域防災計画、藤枝市地震災害時における一般廃棄物処理要綱及び藤枝市地震災害一般廃棄物処理ガイドラインに基づく災害収集計画の実施について、乙に支援を要請する。

2 乙は、災害における乙の被害状況に応じて可能な限り要請に応じるものとする。

（事前対策）

第3条 甲及び乙は、災害収集に必要な事前対策について協議し対策を講じるものとする。

（経費及び損害補償）

第4条 乙の災害収集に要する経費については、別途協議するものとする。

2 乙の災害収集の従事者が、災害収集により死亡、負傷若しくは疾病となった場合の本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙協議の上決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ押印の上各自1通を保有する。

平成19年8月3日

甲 藤枝市長 松野 輝洋

乙 株式会社浄化槽管理センター
代表取締役 平原 望

一般廃棄物災害収集に関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と株式会社ライフ駿河（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の収集（以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害収集に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、藤枝市地域防災計画、藤枝市地震災害時における一般廃棄物処理要綱及び藤枝市地震災害一般廃棄物処理ガイドラインに基づく災害収集計画の実施について、乙に支援を要請する。

2 乙は、災害における乙の被害状況に応じて可能な限り要請に応じるものとする。

（事前対策）

第3条 甲及び乙は、災害収集に必要な事前対策について協議し対策を講じるものとする。

（経費及び損害補償）

第4条 乙の災害収集に要する経費については、別途協議するものとする。

2 乙の災害収集の従事者が、災害収集により死亡、負傷若しくは疾病となった場合の本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙協議の上決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ押印の上各自1通を保有する。

平成19年8月3日

甲 藤枝市長 松野 輝洋

乙 株式会社ライフ駿河
代表取締役 井上 敏雄

一般廃棄物災害収集に関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と株式会社藤衛（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の収集（以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害収集に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、藤枝市地域防災計画、藤枝市地震災害時における一般廃棄物処理要綱及び藤枝市地震災害一般廃棄物処理ガイドラインに基づく災害収集計画の実施について、乙に支援を要請する。

2 乙は、災害における乙の被害状況に応じて可能な限り要請に応じるものとする。

（事前対策）

第3条 甲及び乙は、災害収集に必要な事前対策について協議し対策を講じるものとする。

（経費及び損害補償）

第4条 乙の災害収集に要する経費については、別途協議するものとする。

2 乙の災害収集の従事者が、災害収集により死亡、負傷若しくは疾病となった場合の本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙協議の上決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ押印の上各自1通を保有する。

平成19年8月3日

甲 藤枝市長 松野 輝洋

乙 株式会社藤衛
取締役社長 藤田 栄

資料5-64

災害時における一般廃棄物（生ごみ）収集運搬及び処理の協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社エコライフアシスト（以下「乙」という。）は、災害発生時における一般廃棄物（生ごみ）収集運搬及び処理の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、家庭等から排出される一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、藤枝市地域防災計画及び藤枝市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「一般廃棄物（生ごみ）」とは、災害時に一般家庭から排出される一般廃棄物のうち家庭系生ごみ等をいい、し尿等及び動物死体、災害により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（支援協力の方法等）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を文書により乙に通知するものとする。ただし、甲が緊急を要すると判断した場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文書により通知するものとする。

（1）協力の要請内容

（2）その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、必要な人員及び車両等を手配し、甲の指示に従い、速やかに当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

（2）家庭系生ごみ以外の異物混入防止のため、分別に努めること。

（3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）

第6条 乙は、第5条第1項による支援業務が完了したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）協定業務に従事した人員、車両及び時間

（2）協定業務における搬入先ごとの量

(3) 協定業務に従事した期間

(4) その他必要な事項

(情報の提供)

第7条 甲は、災害時における円滑な支援協力が得られるように、乙に対して、被災及び復旧の状況等、必要な情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条の要請により乙が実施した支援協力は、原則として無償とする。ただし、当該年度に締結している家庭系生ごみ回収資源化業務委託契約（以下「契約」という。）で定めた、人員、収集時間、車両台数を越える範囲で実施した業務遂行に関する費用の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償等)

第9条 この協定業務に従事した乙に係る者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は傷害の状態となった場合の補償等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、この協定に基づく支援協力を実施した際、第三者に損害を与えた場合は、その賠償等の責を負うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長 北 村 正 平

乙 藤枝市前島一丁目9番34号

株式会社エコライフアシスト

代表取締役 阿 井 徹

災害時の輸送等の業務に関する協定書

藤枝市長（以下「甲」という。）と静岡県トラック協会 中部支部（以下「乙」という。）とは、災害時における車両による輸送等の業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して車両による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、藤枝市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要求する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他車両による支援業務

（経費の負担）

第4条 乙が実施した業務に係わる費用については甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費として、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙が業務に要した費用については、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認しその費用を支払うものとする。

（協力会員名簿の提出）

第6条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を提出するものとする。また、変更が生じた場合には速やかに提出するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月9日

甲 藤枝市長 北村正平

乙 静岡県トラック協会中部支部
支部長 松浦清志

別紙 1

令和 第 年 月 日
号

会社名
代表者

様

藤枝市長

車両による輸送等の業務への要請について

災害時の輸送等の業務に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する業務

業務内容	輸送活動期間	輸送区間	輸送物資
1. 物資の輸送	(自)		
2. 資機材の輸送	月 日	地先から	
3. その他支援業務	(至) 月 日	地先まで	

担当 課 係

電話

資料5-66

災害時相談業務等に関する藤枝市と静岡県弁護士会との協定書

藤枝市（以下、「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下、「乙」という。）とは、災害対策基本法第2条所定の災害「以下、「災害」という。」において、乙が実施する静岡県弁護士会災害対策マニュアル（以下、「災害マニュアル」という。）第33条に定める被災者法律相談（以下、「被災者法律相談」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う被災者法律相談を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（相談業務従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者法律相談実施の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者法律相談担当者を選出し、実施する。

（実施機関）

第3条 被災者法律相談の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者法律相談担当者の業務）

第4条 被災者法律相談担当者は、乙が定める災害マニュアル第38条に基づき、被災者法律相談を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災者の被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のために、前項の被災者法律相談の実施状況を定期的に報告する。

（被災者法律相談開催の連絡）

第5条 乙が被災者法律相談の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者法律相談に関し、運用細則を定めるとともに、平時において、必要に応じて、継続的に行う。

（有効期限）

第7条 本協定は、平成27年5月12日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同

様とする。

(疑義の解決)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通ずつ所持する。

平成27年5月12日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

(乙) 静岡市葵区追手町10番80号

静岡県弁護士会

会 長 大石 康智

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、藤枝市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、混乱する被災地での被災者の救援のため、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の規定に定める業務並びに同業務を実施するために必要となる大規模災害時における被害者支援協定に関する提言書（別紙1）第3項各号に規定する事項のほか、次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした災害時支援協力要請書（別紙2。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるとき、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(資料の交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次の資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 被災地想定資料
- (3) その他必要な資料

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成28年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年10月27日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

(乙) 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会

会 長 岸本 敏和

別紙２（第４条関係）

年 月 日

災害時支援協力要請書

静岡県行政書士会 会長 様

藤枝市長

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第２条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話 F A X 等 による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
業 務 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
備 考		

災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が藤枝市災害対策本部を設置した場合（以下、「災害時」という。）における被災者支援のために必要な司法書士相談業務（以下「被災者相談業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、乙が行う被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに乙及び乙との協力関係にある者の中から、被災者相談業務を実施する司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣計画を甲に報告する。

3 乙は前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（被災者司法書士業務の範囲）

第3条 相談員が実施する被災者相談業務は次に掲げる業務とする。

（1）調査業務

ア 被災地における相談用件調査

（2）相談業務

ア 相続に関する相談

イ 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

ウ 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

エ 成年後見制度に関する相談

オ その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請手続き等）

第4条 第2条に規定された要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書を提出することが困難な状況である場合には、口頭等により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に対応できる体制を確保するように努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する被災者相談業務で必要となる人件費、調査費及び物件費その他全ての経費は、乙が全額負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 甲の要請に基づく被災者相談業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(情報等の管理)

第8条 甲及び乙は、被災者相談業務に関する作成資料等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所に適切に管理しなければならない。

2 乙並びに相談業務を行った相談員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(損害の補償)

第9条 甲の要請に基づく司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第10条 乙は、甲の要請に基づく被災地司法書士業務を行う場合に、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合には、甲と他機関等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

(協定の解除等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 乙は、この協定に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(疑義の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成30年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつを所持する。

平成29年5月24日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市長 北村 正平

(乙) 静岡市駿河区稲川一丁目1番1号

静岡県司法書士会

会 長 杉山 陽一

資料 5－69

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡三菱自動車販売株式会社（以下「乙 1」という。）及び駿遠三菱自動車販売株式会社（以下「乙 2」という。）並びに三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、藤枝市内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の規定するものをいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙 1 及び乙 2（以下「乙」という。）並びに丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平常時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解の醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第 2 条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) その他自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第 3 条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等を必要とする場合は、丙に対し電話等により要請内容を連絡し、連絡を受けた丙は、乙が貸与可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、書面（様式 1 号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、保有する電動車両等を優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡等）

第 4 条 乙は、前条第 2 項の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を貸与す

る場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等を確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、甲に対して速やかに口頭又は電話等により連絡し、報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については、無償とする。ただし、貸与期間中の費用（電気代、燃料代、その他消耗品等）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用の支払請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第 1 1 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、藤枝市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 1 4 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 1 2 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 1 3 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3 号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 1 4 条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供する。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり、問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する。

(平時の取組)

第 1 5 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解の醸成に努めるものとする。この場合において、甲は乙及び丙が製造、販売する車両の宣伝広告とならないよう配慮しなければならない。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 1 6 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 1 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとす

る。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 5月 25日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙1 静岡県静岡市駿河区南安倍3丁目6番30号
静岡三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 宮崎 貴久

乙2 静岡県藤枝市水守1丁目19番地の34
駿遠三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 大畑 勝彦

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤 隆雄

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

三菱自動車工業株式会社

代表

様

藤枝市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

藤枝市長 宛

会社名
代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名
藤枝市

災害時における電動車両等の支援に関する協定第 13 条の規定に基づき、次のとおり
報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てに御連絡ください。
なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載の
御担当者様（メールアドレス）宛てに御連絡いたしますので予め御了承ください。

「三菱自動車 DENDO コミュニティサポートプログラム連絡事務局」

資料5-70-1

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、静岡県知事が、日本放送協会静岡放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 静岡県知事は、法第55条の規定に基づく通知、又は要請について災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備、若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要ある時は、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 静岡県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. 希望する放送日時及び送信系統
4. その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、静岡県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、静岡県生活環境部広報課長及び、日本放送協会静岡放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定実施に関し、必要な事項は静岡県知事及び、NHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和50年4月1日

静岡県知事 山本 敬三郎
日本放送協会
静岡放送局長 加藤 和生

(注) 静岡県は同様の協定を以下の6放送局（会社）と締結している。

ただし、日本放送協会浜松放送局は昭和63年7月に静岡放送局浜松支局となっている。

日本放送協会浜松放送局
静岡放送株式会社
株式会社テレビ静岡
静岡県民放送株式会社
株式会社静岡第一テレビ
静岡エフエム放送株式会社

災害時等における放送要請に関する協定書

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、藤枝市長が株式会社FM島田（以下「FM島田」という。）に放送を行なうことを要請するときの手続き等を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 藤枝市長は、法第56条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要があるときは、FM島田に対し放送を行うことを要請することができる。

(要請の手順)

第3条 藤枝市長は、FM島田に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送日時
- (4) その他必要事項

(放送の実施)

第4条 FM島田は、藤枝市長から要請を受けた前条の事項に関し、妥当であると判断した場合は、放送の形式、内容、時刻その他の必要事項をその都度決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条各号に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑に行なうため藤枝市長、FM島田は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、藤枝市長、FM島田が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年10月13日

藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤 枝 市 長 北村 正平

島田市中央町5番の1
株式会社 FM島田
代表取締役社長 内藤 洋一

災害時における放送要請に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社シティエフエム静岡（以下「乙」という。）は、藤枝市域において災害が発生又は発生するおそれのある場合における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求める時の必要な手続を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、「災害」とは、藤枝市域において発生又は発生するおそれのある、法第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定において、「災害放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要かつ放送可能な状態にある時、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合においてその通信のため特別の必要がある時は、乙に対し放送を要請することができる。

（放送の手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、状況に応じ、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けた時は、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない時は、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（連絡責任者）

第7条 第3条及び第4条に掲げる事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が 協議

して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 4月25日

甲 藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤 枝 市
藤 枝 市 長 北 村 正 平 ㊞

乙 静岡市葵区七間町8番地の20
株式会社シティエフエム静岡
代表取締役社長 平 塚 高 雄 ㊞

地域防災無線の相互運用に関する協定書

(趣旨)

第1条 藤枝市と島田市は、両市における地域防災無線の相互通信（以下「相互通信」という）を行うものとして、その運用に関する基本的な事項は、この協定の定めるところによる。

(通信事項)

第2条 相互通信は、次にあげる場合に行う。

- (1) 地震、火災及び台風等の非常災害時
- (2) 相互援助及び訓練等

(相互通信方法)

第3条 相互通信は両市の基地局による指示又は応援先の基地局による指示に従って通信を行ない、防災行政無線地域防災無線系管理運用要綱により運用するものとする。ただし、緊急通信時は除く。

(無線局等)

第4条 相互通信を行う無線局については、電波法の規定による免許を受けた無線局とする。前項の無線局の識別信号表は、相互に公開するものとして、両市で変更がある場合は相互に連絡するものとする。

(運用開始日)

第5条 相互通信の運用開始日は、平成10年4月1日とする。

(協議)

第6条 相互通信の運用について支障が生じたときは、両市で協議の上決定するものとする。なお、この協定についての定めのない事項については、随時協議して定めるものとする。

平成10年3月31日

藤枝市岡出山1-11-1

藤枝市長 八 木 金 平

島田市中心中央町1-1

島田市長 岩 村 越 司

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、被災者及び災害に備えて避難した者（以下「被災者等」という。）に対して迅速かつ効果的な支援物資の受入及び配送を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が生じた場合及びその危険が高まっている場合において、乙が甲の要請に基づいて被災者等の生活を支援するために必要な物資の受入及び配送等を行う手続を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援物資 被災者を支援するために甲が調達する物資及び甲に対して提供される物資をいう。
- (2) 避難所等 支援物資の配達先となる藤枝市内の指定緊急避難場所及び指定避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (3) 物資集積・搬送拠点 支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）並びに配送等の拠点として甲が設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置）

第 3 条 物資集積・搬送拠点は、甲の所管施設のうちから甲が指定するもの又は甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設に設置する。

（物資の受入、配送及び派遣の要請）

第 4 条 甲は、物資集積・搬送拠点を設置したときは、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施業務
- (2) 配送時における被災者の支援物資の需要の調査業務

(3) 甲が指定する物資集積、搬送拠点における荷役作業

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の確保

(5) 甲の支援物資の受入れ及び配送等の作業に関し、助言を行う従業員の派遣

2 前項の要請は、業務依頼書（第1号様式）により行うものとする。

（物資受入、配送、派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により業務の実施が困難と判断した場合は、この限りでない。

（報告）

第6条 乙は、甲が第4条の規定に基づいて要請した業務を完了したときは、業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（変更通知）

第7条 甲及び乙は第4条及び第6条の規定により、要請及び報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請に基づいて乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他が定めるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な請求書を受理したときは、乙に対して速やかに支払うものとする。

（事故等発生時の対応）

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

（緊急時の対応）

第10条 第4条、第6条及び前条の規定により文書で行うとされているものについては、その暇がないときは口頭で行うものとし、事後速やかに文書を

提出するものとする。

（損害の負担）

第 1 1 条 物資の受入及び配送等により乙に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（業務従事者の補償）

第 1 2 条 本協定に基づき、乙が実施する業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、負傷又は死亡した場合の補償は乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第 1 3 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は利用してはならない。業務終了後及び本協定の解除後についても同様とする。

（連絡責任者）

第 1 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

（定めのない事項の処理）

第 1 5 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項についてはその都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 1 6 条 本協定は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間の満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 2 月 1 日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目 1 1 番 1 号

藤枝市

藤 枝 市 長 北村 正平

乙 静岡県浜松市中区高丘西 4 丁目 7 番 2 2 号

佐川急便株式会社 執行役員

中京支店長兼東海支店長 森 裕一郎

災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と松葉倉庫株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等に乙が所有する施設を住民の一時避難場所としての使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等により住民に避難の必要が生じた場合において、乙が所有する施設の一部を周辺住民の一時避難場所として使用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

施 設 名 称	松葉倉庫株式会社 藤枝物流センター・本社
所 在 地	藤枝市下当間 637-1・645
避難場所提供部分	藤枝物流センター及び隣接本社倉庫の底下、駐車場

（協力内容）

第3条 乙は、本件施設を一時避難場所として提供するものとする。

（手続）

第4条 甲は、災害等の状況により必要と認めたときは、乙に対し、協力の要請をするものとする。

2 前項の要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

3 乙は、協力の要請があったときは、乙の業務の事情を考慮してその期間等を決定し、甲に連絡するものとする。

（緊急対応）

第5条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、甲の要請を待たずに第3条に規定する協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、本件施設の使用終了後、本件施設を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、原状回復に要する費用は、甲、乙が協議して決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、本件施設に一時避難した住民に損害が生じたときは、その責めを

負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は過失によるときは、この限りでない。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第 10 条 この協定の締結期間は、協定の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙いずれかからも申出がないときは、この協定は期間満了の日の翌日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 2 月 2 日

甲 藤枝市岡出山 1 - 1 1 - 1
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市下当間 6 4 5
松葉倉庫株式会社
代表取締役 松葉 秀介

災害時における災害対応への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）とダン化学株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲の災害等対応業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の藤枝工場底下及び駐車場を、一時的な避難場所として無償で貸与すること。
- (2) 本件物件に避難した住民（第6条において「避難住民」という。）に対し、備蓄する物資を無償で提供すること。
- (3) 甲の災害復旧活動用地を無償で貸与すること。

2 乙は、協力要請があったときは、乙の業務の事情を考慮して協力する内容、期間等を決定し、それを甲に連絡するものとする。

（協力要請の方法等）

第3条 協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（緊急時の対応）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、協力要請を待たずに第2条第1項第1号及び第2号の協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(免責)

第6条 第2条第1項各号及び第3条第1項の規定による乙の協力について、甲又は避難住民に損害が生じたときは、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は重過失によるときは、この限りでない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年12月21日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市高田169番地の12
ダン化学株式会社
代表取締役 大石 亮太

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、藤枝市の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、藤枝市の指定避難所及び指定緊急避難場所に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、前号の情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定の実施により得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月25日

甲 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市

藤枝市長 北村正平

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3

住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表取締役 河野剛進

災害時における災害対応への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）とエスエスケイフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲の災害等対応業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の藤枝工場及び駐車場を、一時的な避難場所として無償で貸与すること。
- (2) 本件物件に避難した住民（第6条において「避難住民」という。）に対し、備蓄する物資を無償で提供すること。
- (3) 甲の災害復旧活動用地を無償で貸与すること。

2 乙は、協力要請があったときは、乙の業務の事情を考慮して協力する内容、期間等を決定し、それを甲に連絡するものとする。

（協力要請の方法等）

第3条 協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（緊急時の対応）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、協力要請を待たずに第2条第1項第1号及び第2号の協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(免責)

第6条 第2条第1項各号及び第3条第1項の規定による乙の協力について、甲又は避難住民に損害が生じたときは、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は重過失によるときは、この限りでない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 2 2 日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県静岡市清水区入船町11番1号
エスエスケイフーズ株式会社
代表取締役 中村 悟

災害時における災害対応への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティパーツ株式会社静岡支社（以下「乙」という。）は、災害時における甲の災害等対応業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の敷地内を、一時的な避難場所として無償で貸与すること。
- (2) 本件物件に避難した住民（第6条において「避難住民」という。）に対し、備蓄する物資を無償で提供すること。
- (3) 甲の災害復旧活動用地を無償で貸与すること。

2 乙は、協力要請があったときは、乙の業務の事情を考慮して協力する内容、期間等を決定し、それを甲に連絡するものとする。

（協力要請の方法等）

第3条 協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（緊急時の対応）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、協力要請を待たずに第2条第1項第1号及び第2号の協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(免責)

第6条 第2条第1項各号及び第3条第1項の規定による乙の協力について、甲又は避難住民に損害が生じたときは、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は重過失によるときは、この限りでない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 2 4 日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市高田81番地の1
トヨタモビリティパーツ株式会社 静岡支社
支社長 京極 知樹

災害時における災害対応への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と永和工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲の災害等対応業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の駐車場を、一時的な避難場所として無償で貸与すること。
- (2) 本件物件に避難した住民（第6条において「避難住民」という。）に対し、備蓄する物資を無償で提供すること。
- (3) 甲の災害復旧活動用地を無償で貸与すること。

2 乙は、協力要請があったときは、乙の業務の事情を考慮して協力する内容、期間等を決定し、それを甲に連絡するものとする。

（協力要請の方法等）

第3条 協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（緊急時の対応）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、協力要請を待たずに第2条第1項第1号及び第2号の協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(免責)

第6条 第2条第1項各号及び第3条第1項の規定による乙の協力について、甲又は避難住民に損害が生じたときは、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は重過失によるときは、この限りでない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 2 3 日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県藤枝市高田928番地の7
永和工業株式会社
代表取締役 反町 常一

災害時における災害対応への協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と浜名梱包輸送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における甲の災害等対応業務に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、藤枝市内において大規模災害及びそれに準ずる緊急事態が発生した場合における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 乙の駐車場を、一時的な避難場所として無償で貸与すること。
- (2) 本件物件に避難した住民（第6条において「避難住民」という。）に対し、備蓄する物資を無償で提供すること。
- (3) 甲の災害復旧活動用地を無償で貸与すること。

2 乙は、協力要請があったときは、乙の業務の事情を考慮して協力する内容、期間等を決定し、それを甲に連絡するものとする。

（協力要請の方法等）

第3条 協力要請は、文書で行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で行い、事後文書を送付するものとする。

（緊急時の対応）

第4条 前条の規定にかかわらず、乙は、必要と認めたときは、協力要請を待たずに第2条第1項第1号及び第2号の協力を行うことができる。

2 前項の協力をしたときは、甲に速やかに連絡するものとする。

（連絡責任者の選定）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に係る連絡責任者を選定し、その者の氏名、所属及び連絡先を相互に連絡するものとする。変更があった場合も同様とする。

(免責)

第6条 第2条第1項各号及び第3条第1項の規定による乙の協力について、甲又は避難住民に損害が生じたときは、乙はその責めを負わない。ただし、当該損害の発生が乙の故意又は重過失によるときは、この限りでない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めない事項若しくはこの協定の定め解釈について疑義が生じたとき、又は協定内容の修正の必要性が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲乙いずれかの書面による終了の申出がない限り、有効に存続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年3月24日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡県浜松市浜北区新堀70番地の6
浜名梱包輸送株式会社
代表取締役 鈴木 猛

災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び大規模な停電（以下「災害等」という。）において、連携して対応にあたることとし、次の連携に関する協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 この協定の適用範囲は、藤枝市内とする。

（平時の連携）

第2条 甲及び乙は、平時及び災害等発生時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に共有しておくものとする。変更があった場合も同様とする。

2 甲は、電力の優先復旧と電源車を配置すべき災害応急対策のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

3 甲及び乙は、重要施設（前項の規定により作成されたリストに記載の施設をいう。以下同じ。）における自家発電設備の設置等の停電対策の啓発に努めるものとする。

4 甲及び乙は、災害時における道路（甲にあってはその管理する道路に限る。次条第4項及び第5項において同じ。）の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼすおそれのある樹木等の除去に努めるものとする。

5 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、互いが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（災害等発生時の連携）

第3条 乙は、災害等が発生した場合、若しくはそのおそれがある場合には、速やかに甲に停電情報を連絡するとともに、必要に応じて甲の災害対策本部等に連絡員を派遣し、甲及び乙が連携して、停電の復旧を進めるものとする。

2 甲及び乙は、優先復旧及び電源車を配置する場合には、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、適宜協議の上実施するものとする。

ただし、電源車の配置については、市町を跨ぐ広範囲で停電が発生した場合、静岡県と協議の上、決定するものとする。

3 甲及び乙は、乙の設備及びその他障害物が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、又は及ぼすおそれのある場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する道路のうち、藤枝市地域防災計画に定める緊急輸送路等については、これを優先的に実施するものとする。

4 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

5 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲が有する施設の使用を要請できるものとし、甲は、これに協力するものとする。

6 甲及び乙は、災害等が発生している地域の被災状況、停電の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、互いが保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

(連携方法)

第4条 第2条及び前条の規定による連携の詳細な実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が作業の実施に要した費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第6条 この協定の実施により、甲に過失がなく、乙又は乙の電力供給支障により第三者に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償しない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月29日

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
甲 藤枝市
藤枝市長

静岡県藤枝市青木二丁目17番39号
乙 中部電力パワーグリッド株式会社
藤枝営業所長

災害時における鍼灸マッサージ施術等の支援に関する協定

藤枝市（以下「甲」という。）と公益財団法人静岡県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）は、市内における大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等に鍼灸マッサージ施術等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する鍼灸マッサージ施術等に関し、被災者の支援に大きく寄与できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大規模災害時に藤枝市災害対策本部を設置した場合で、被災者の健康管理のため鍼灸マッサージ施術等が必要であると判断したときは、乙に対して要請するものとする。

（鍼灸マッサージ施術等の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により乙が行う鍼灸マッサージ施術等は、次に掲げる業務とする。

- (1) 避難所及び甲が必要とする場所における鍼灸マッサージ施術
- (2) 避難所及び甲が必要とする場所におけるエコノミークラス症候群等の予防指導
- (3) 災害対応従事者の疲労回復の支援
- (4) その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法等）

第4条 要請は、支援協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話、口頭等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は要請を受けたとき、可能な範囲で実施するための措置を行うとともに、その結果を、鍼灸マッサージ施術等実施結果報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみでは対応ができないときは、乙の関係団体への支援の要請に努めるものとする。

(費用の負担)

第 6 条 第 3 条に規定する鍼灸マッサージ施術等で必要となる経費は、原則、乙が負担するものとする。ただし、乙の実費の負担が非常に大きい場合には、甲乙協議のうえ、甲に負担を求めるものとする。

2 当該災害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用となった場合は、同法第 4 条第 1 項第 4 号に該当する施術は、同法に基づき支弁する。

(被災者の負担)

第 7 条 甲の要請に基づく鍼灸マッサージ施術等は無料とし、被災者は負担を負わない。

(業務従事者の補償)

第 8 条 本協定に基づき、乙が実施する業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、負傷又は死亡、疾病にかかった場合の補償は乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第 9 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は利用してはならない。業務終了後及び本協定の解除後についても同様とする。

(連絡体制)

第 10 条 この協定の内容が円滑に行われるようにするため、甲及び乙は、この協定締結後速やかに事務担当者名簿（第 3 号様式）により連絡責任者を報告するものとし、変更のあった場合も同様とする。

(効力)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までその効力を有するものとする。ただし、有効期間の満了日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月5日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤枝市長 北村 正平

乙 静岡市葵区本通10丁目52-14
公益財団法人静岡県鍼灸マッサージ師会
理事長 齋藤 恭二郎

災害時における災害支援コンテナファーマシーの運用等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、藤枝市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の規定するものをいう。以下同じ。）の発生時に、乙が保有する災害支援コンテナファーマシー（災害対応医薬品供給コンテナをいう。以下「コンテナファーマシー」という。）について、甲及び乙が相互に連携して有効に活用することにより、災害により薬局が機能していない地域における被災者等に対する迅速・的確な医薬品供給体制を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、藤枝市医療救護計画に基づく医療救護活動において、必要が生じた場合は、乙に対し、コンテナファーマシーの派遣を要請するとともに、乙に対し、乙が派遣するコンテナファーマシーに搭載する医薬品の調達について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し、書面（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障をきたさない範囲で、保有するコンテナファーマシーを甲の指定する場所に派遣及び医薬品の確保に努めるものとする。

（活動場所）

第3条 コンテナファーマシーの活動場所は、原則として、市内の主要救護所、臨時救護所、救護病院及び仮設病棟（以下「主要救護所等」という。）とする。

（使用目的）

第4条 甲は、乙が派遣するコンテナファーマシーを、災害処方箋に基づく被災者等に対する調剤、服薬指導を行う目的に使用するものとする。

（保管場所）

第5条 平常時において、乙は、乙の静岡物流センターでコンテナファーマシーを保管管理する。

（コンテナファーマシー等の引渡等）

第6条 乙は、第2条第1項の規定による甲からの要請を受け、コンテナファーマシーの派遣及び医薬品の供給を行う場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指

定する薬剤師等と医薬品の品目、規格及び数量を確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、コンテナファーマシー等の引渡しを行った場合は、甲に対して速やかに口頭又は電話等により連絡し、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 コンテナファーマシーの派遣期間は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく医療の提供期間とし、災害発生の日から14日以内とする。ただし、派遣期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（コンテナファーマシーの返却）

第8条 乙が派遣したコンテナファーマシーの返却時期及び場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、乙がコンテナファーマシーを派遣した場合に必要な次の費用を負担するものとする。

(1) コンテナファーマシー派遣に必要な運送費用等の経費

(2) コンテナファーマシー派遣にあたり医療救護活動に従事する乙の従業員及び薬剤師等に関する人件費

(3) 乙の従業員及び薬剤師等が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) コンテナファーマシーに搭載した医薬品等の代金

(5) 前各号に該当しない費用であって、協定に基づく医療救護活動のために要すると甲が認める経費

- 2 平常時のコンテナファーマシーの維持管理、整備費用等は、乙が負担するものとする。

- 3 同条第1項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第10条 コンテナファーマシーの派遣期間中に生じた損害の補償について、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくはコンテナファーマシーに生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

（費用の支払）

第11条 甲は、第9条に基づく正当な費用の支払請求があった場合は、速やかに

乙に対して支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（第3号様式）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(合同訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月7日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平

乙 愛知県名古屋市中区清水4丁目14番18号
アルフレッサ株式会社
執行役員東海営業本部長 松井 和人

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本協定書の目的）

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた甲の住民（市外在住で藤枝市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 住民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲又はその住民に損害又は損失が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害又は損失の賠償又は補償を求めないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、令和6年1月22日から令和6年3月31日までとする。

2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1か月前までに本協定書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表又は漏洩等をしてはならないものとする。

2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第7条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月22日

甲：藤枝市

藤枝市長 北村 正平

乙：三井住友海上火災保険株式会社

静岡支店長 谷口 健一

藤枝市と静岡県助産師会との災害時等の母子支援に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県助産師会（以下「乙」という。）とは、藤枝市地域防災計画に基づき、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害や大規模事故等により、市内在住の母子（滞留者を含む。）（以下「母子」という。）の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時」という。）に被災中においても可能な限り母子支援を確保できる体制を整えることを目的とする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、被害の状況に鑑み、乙に対して次に掲げる事項を記載した文書により協力要請を行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合には口頭によることができるものとする。この場合において、甲は事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請場所
- (3) 履行の内容
- (4) 履行の期日又は期間
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に文書により通知するものとする。乙の協力の必要がなくなったときも同様とする。

3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。協力活動は主に志太地区助産師会が行い、協力人員が不足するときには、乙の所管する他地域助産師会会員又は公益財団法人日本助産師会が応援するものとする。

（助産師会の支援協力活動）

第3条 乙の支援協力活動の内容は、次に掲げる事項とし、可能な限り協力に応ずるものとする。

- (1) 母子に対する健康診査等
- (2) 母子に対する健康相談及び心身ケア（母乳育児相談も含む。）
- (3) 母子の状態による医療機関への搬送に関する助言
- (4) 転院困難な妊産婦への処置（分娩介助、分娩後の措置等）
- (5) 前各号に挙げるもののほか、特に必要がある事項

2 活動の場所は、指定避難所、主要救護所及び家庭等とする。

(安全の確保)

第4条 甲の要請に基づき協力する乙の会員（以下「会員」という。）に対し、甲及び乙は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するとともに、会員が円滑に活動できるように資器材の整備等必要な環境の整備に努めるものとする。

(平常時の準備)

第5条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から会員に対し、この協定の普及及び啓発に努め、災害時における会員間の緊急連絡体制を整備する。

(資器材の調達等)

第6条 甲の協力要請に応じる会員が使用する資器材については、当該会員が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講じるものとする。また活動が長期にわたる場合は、その都度甲乙協議して定める。

(扶助金の支給)

第7条 甲は、この協定書に基づき支援協力活動に協力する会員が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、扶助金を支給する。

- 2 前項の扶助金の支給に関しては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの規定を準用する。この場合において、条文中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(実費弁償)

第8条 甲は、この協定書に基づく支援協力活動に協力した会員に要する費用を弁償する。

- 2 前項の実費弁償に関し必要な事項は、別に甲乙協議して定める。

(活動協力者に対する損害賠償等)

第9条 甲が要請した協力活動に協力した会員が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(訓練等)

第10条 乙は、この協定書に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 甲は、平常時から、災害に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(会員に対する現場における指示等)

第11条 乙が派遣する会員に対する現場における指示及び支援協力活動の連絡調整は、甲が指定する指定避難所等の管理者（以下「管理者」という）が行う。この場合、管理者は、乙が派遣する会員の意見を尊重する。

(細目協定)

第12条 この協定の細目については、別に定める。

(協定の適用)

第13条 この協定は、令和 年 月 日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年1月29日

(甲) 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤 枝 市
藤 枝 市 長 北 村 正 平

(乙) 磐田市大久保733番地37
一般社団法人 静岡県助産師会
会長 伊 藤 和 代

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）及び一般社団法人ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、藤枝市で災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、甲が乙に対して災害支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第２条 甲は、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

２ 乙は、前項の要請があつたときは、可能な限り、協力を行うものとする。

３ 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店などの関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

４ 甲は乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送・荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被害状況等に係る情報の提供、支援物資の輸送車両の円滑な通行に関する支援、その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第３条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１） 物資等の輸送力の提供

（２） 荷役作業

（３） 物資の調達及び供給

（４） 物資拠点の提供及び運営

（５） 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

２ 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第４条 甲は前条の支援協力が必要と認めるときは、「物資の輸送・荷役等に関する支

援協力要請書（第1号様式）」により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（支援協力）

第5条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲以内において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定による業務を実施したときは、速やかに「物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書（第2号様式）」により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条又は第74条1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 第5条の規定による業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故等発生時の対応）

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、文書をもって報告する時間がない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（損害補償）

第10条 第5条の規定による業務に従事したものが、本業務を起因として負傷し、

若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えたときは、甲と乙が協議の上、その対応にあたるものとする。

(連絡責任者の報告)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における事務担当者名簿（第3号様式）」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(機密の保持及び情報提供)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏えいし、又は利用してはならない。業務終了後及び本協定の解除後についても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自1通を所持する。

令和6年7月19日

- 甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市
藤 枝 市 長 北村 正平
- 乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
一般社団法人A Z - C O M丸和・支援ネットワーク
理 事 長 和佐見 勝

災害時における上下水道設備の応援協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）とメタウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、藤枝市に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、藤枝市地域防災計画に基づき、災害復旧活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、藤枝市内に地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのあるときは、乙に対し、乙が施工した上下水道施設の電気設備及び機械設備の被害状況調査、応急復旧作業並びに災害の状況に応じた災害復旧活動（以下「復旧活動」という。）の実施について、必要に応じて協力を要請するものとする。

2 前項の協力を要請するときは、復旧活動の日時、場所、内容及びその他必要と認める事項を要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、前条の協力要請があったときは、可能な範囲で復旧活動に従事し、資機材、車両及び労力の提供を行うものとする。

（活動の実施）

第3条 乙は、第1条の協力要請を受けたときは、可能な範囲で速やかに指定の集合場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、復旧活動を実施するものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、復旧活動を行った場合は、速やかに甲に対し報告書（第2号様式）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が復旧活動に要した費用は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は、第4条の報告書を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(労災補償)

第7条 復旧活動により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険等により補償するものとする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の成立の日から実施し、期間は協定の成立の日から1年とする。ただし、この協定の満了1か月前までに甲又は乙から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 9月 1日

甲 藤枝市岡出山1丁目11-1
藤枝市
市長 北村 正平

乙 静岡市駿河区中野新田57番193
メタウォーター株式会社静岡営業所
所 長 南澤 高男

(第 1 号様式)

年 月 日

様

藤枝市長

災 害 時 協 力 要 請 書

「災害時における上下水道設備の応援協力に関する協定書」第1条の規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

(第 2 号様式)

年 月 日

藤枝市長 様

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

「災害時における上下水道設備の応援協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので、報告いたします。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従 事 者 氏 名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

無人航空機の活用に係る連携及び協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と「うぐいすパトロール隊」（以下「乙」という。）は、甲が行う無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 2 2 項に規定する無人航空機をいう。以下「ドローン」という。）を活用した事業の連携及び協力活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲が行うドローン活用事業において、乙が連携及び協力し、市民の安全かつ安心な暮らしの実現と市民サービスの向上に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第 2 条 乙は、前条に規定する目的を達成するため、甲が行う次の各号に掲げる事項について、積極的に連携及び協力する。

- (1) 災害時のドローンによる情報収集等の活動に関すること。
- (2) 藤枝市ドローンパイロット隊等の指導育成に関すること。
- (3) その他、平常時におけるドローン活用に関すること。

（費用の負担）

第 3 条 災害時に甲が乙に支援を要請し、乙がそれに応じて行った協力活動に要した費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲乙で協議し、双方が合意した場合は、この限りでない。

2 平常時における乙の協力活動についての経費負担については、必要に応じて別途協議を行うものとする。

（損害補償）

第 4 条 甲の協力要請に伴い乙が実施する連携及び協力活動において、乙、乙の構成員及び第三者に生じた損害賠償の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が死亡若しくは負傷し、又は連携及び協力活動に起因して疾病した場合は、甲が、相当と認める範囲でこれを補償する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、乙が保有するドローンの機体及び第三者に対する損害保険等に参加するものとし、乙の保有するドローンが破損し、若しくは紛失した場合、又は第三者に損害が生じた場合には、乙の加入する損害保険等によりこれを補償するものとする。ただし、甲の過失による場合は、この限りでない。

(3) 甲及び乙は、事故が生じた場合は、直ちに相手方に通知し、必要な書類の提出等の事故対応において、相互に協力するものとする。

(守秘義務)

第5条 乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に甲に承諾を得た場合、開示を受けた時点で既に公知であった場合又は開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらないで公知になった場合は、この限りではない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の期間は、期間満了の日の1か月前までに相手方に対し協定を締結しない旨の文書による通知をした場合を除き、1年間更新され、以後も同様とする。

(協定の終了)

第7条 前条の定めに関わらず、本協定は、甲、乙協議の上、協定期間中においても終了することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容の解釈につき疑義のある事項については、本協定の趣旨に従い、両当事者で誠実に協議の上これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書正本2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 7年 3月24日

(甲) 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤 枝 市

藤枝市長 北村 正平

(乙) 藤枝市大西町2丁目14-7
うぐいすパトロール隊

代 表 山口 剛史

災害時等における緊急協力に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社ＳＣＥ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害又は事故等により、甲が所管する道路、河川、公園、学校、砂防施設等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）に被害が発生し又はその恐れがある場合等（以下「災害時等」という。）における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時等において公共施設等の機能の確保又は早期の回復を図ることにより、円滑な救助活動、災害復旧活動及び災害の発生の防止等を図ることを目的とする。

（協力の要請）

- 第２条 甲は、災害時等において、緊急協力を必要と認めた場合は乙に対し、被害状況の調査、災害応急復旧工事又は応急対策（以下「応急対策業務」という。）への協力を要請することができる。
- ２ 甲は、前条の要請にあたっては、出動要請書（様式第３号）により出動を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲乙各々が１通を保管するものとする。
- ３ 前項の要請は、藤枝市災害対策本部、各部局の所属長及びその任務を受けた職員が災害時等の状況により乙に対して行うものとする。

（応急対策業務の実施）

- 第３条 乙は、前条の規定による甲の要請があつたときは、特別な理由のない限り甲の指示に従い、藤枝建設業協同組合と連携を要する場合は相互に連携し、速やかに応急対策業務に着手するものとする。
- ２ 前項の応急対策業務の内容は、協議により決定する。
- ３ 乙は、応急対策業務の施行にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- ４ 乙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- ５ 乙は、工事請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を災害応急復旧工事進捗、完了報告書（様式第４号）により甲に適宜報告するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙が実施した緊急協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前の適正価格を基準とし、乙は、応急復旧業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(名簿等の報告)

第5条 乙は、災害時における緊急協力が円滑に実施できるよう災害協定名簿(様式第1号)、機材・編成人員報告書(様式第2号-1)及び資材報告書(様式第2号-2)を定期的に甲に報告するものとし、その内容に変更が生じたときはその都度報告するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年6月28日

(甲) 藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市 市長 北村正平

(乙) 住 所 藤枝市下駄田389番地の1

商 号 株式会社SCE

氏 名 代表取締役 鈴木 智和